

地方分権改革の推進について（案）〔概要〕

- 第5次地方分権一括法が成立。地方分権改革の重要課題であった農地転用許可権限の移譲が実現。

地方創生に向け、さらなる改革への提言

項目	具体的な提案
1 地方創生を実現するための地方分権改革の推進	
(1) 「提案募集方式」等に基づく改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地方分権改革有識者会議、内閣府の調整で多くの提案を実現へ ○「手挙げ方式」「広域連合」の活用など柔軟な対応を ○昨年度「検討を行う」とされた提案の適切なフォローアップ ○地方自治体の事務処理以外でも幅広く対象に ○国家戦略特区等で認められた規制緩和の一部を全国展開
(2) 国と地方の役割分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○国と地方の役割分担の観点から、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを
○国から地方への事務・権限の移譲	<ul style="list-style-type: none"> ○国において、ハローワークの移管に向けた一体的実施、特区等の成果と課題の検証の実施 ○ハローワークの移管が実現するまでの間は、一体的実施、特区等の一層の充実を ○中小企業、農林水産業に対する「空飛ぶ補助金」の見直し ○路線バス・タクシー等に関する権限の移譲
○国と地方のルールに関する改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「従うべき基準」の廃止、参酌基準化など勧告に沿った見直し ○義務付け・枠付けの「立法の原則」「チェックシステム」の確立
2 国と地方の協議の場の積極活用	<ul style="list-style-type: none"> ○国と地方の協議の場の分科会の設置、地方意見の反映
3 事務・権限の移譲等を円滑に進めるための措置	<ul style="list-style-type: none"> ○第5次地方分権一括法の円滑な施行に向けた財政措置、マニュアル整備等